

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び業者の住所：

業者名	住所
①日本道路(株)	東京都港区新橋1-6-5
②笠井建設(株)	香川県さぬき市津田町津田2510

## 2. 指名停止措置期間：

①及び② 平成26年 1月 9日 から 平成26年 2月 8日 1ヶ月

## 3. 指名停止措置の範囲：

四国地方整備局管内

## 4. 事実概要

日本道路(株)が請け負い、笠井建設(株)が一次下請である香川河川国道事務所発注の「平成25年度大内白鳥バイパス舗装工事」の施工にあたり、平成25年11月2日、バックホウを工事現場内の市道を横切って資材置き場へ移動する際に、監視人が配置されていなかったなど安全管理が不適切であったため、周辺への注意不足により上空のNTT線にバックホウのブームが接触し、切断した。

その結果、周辺63戸の電話回線が約8時間にわたり不通となる障害を発生させたものである。

## 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が四国地方整備局発注工事の施工にあたり、上空のNTT線を切断する事故を生じさせたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第5号の措置要件に該当する。

本件については、指名停止1か月を適用する。

## &lt; 指名停止措置要領 別表第1第5号 &gt;

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

## &lt; 問い合わせ先 &gt;

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部契約課長 齋藤 忠俊 (内線2511)
- 総務部経理調達課長 下園 義朗 (内線6311)
- 総務部契約課長補佐 中村 正文 (内線2512)